

放置するのは危険です
空き家対策で補助活用して

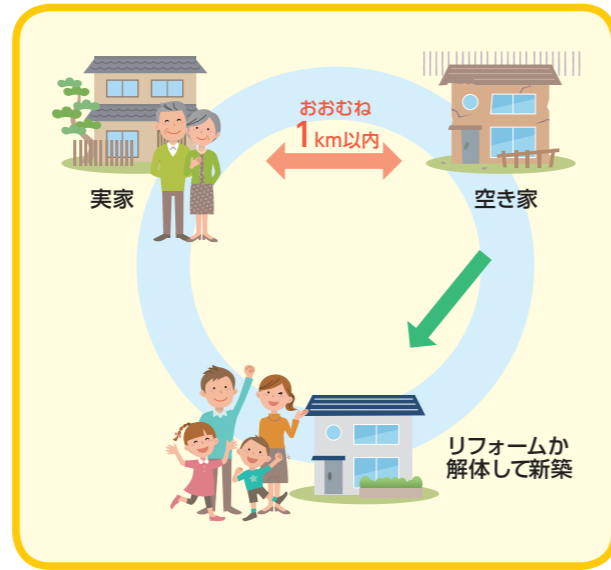
☎ 建築住宅課内空家利活用センター ☎027-898-6081

空き家対策補助事業を実施します。受付期間は11月30日(月)まで。予算額に達し次第受付終了します。事前相談がない場合や着工後の申請は受け付けできません。必ず事前に空家利活用センターに相談してください。



① 空き家の活用支援事業

空き家のリフォームやまちづくりの拠点などとして活用するための改修工事費を補助します。



② 二世世代近居同居・住宅支援事業

実家からおおむね1km以内の空き家のリフォームや、解体して新築するための工事費を補助します。

空き家とは、住んでいる人がいなくなっておおむね1年以上経過した戸建ての住宅のことです。空き家対策補助事業の他に、空き家の発生抑制のための外装改修事業もあります。後日紙面やホームページで改めてお伝えします。



建築住宅課 宇田 竜太



③ 老朽空き家対策事業

昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された空き家の解体工事費用を補助します。

新型コロナウイルス感染症
予防対策を改めて確認しましょう

☎ 保健予防課 ☎027-220-5779

本市でも感染者が確認された新型コロナウイルス感染症。依然として油断できない状況が続いています。感染のまん延を防ぐために避けるべき「3つの密」を改めて確認し、こまめな手洗いなどと合わせて、対策を徹底しましょう。



新型コロナウイルスの影響で下表に当てはまる場合は融資制度が利用できます

● 休業・失業で生活資金に困っている人

対象	① 休業などで収入の減収があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯	② 失業などで生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯
貸付上限	① <学校などの休業・個人事業主など特例の場合> 20万円以内 <その他> 10万円以内	② <2人以上の世帯> 月20万円以内 <単身世帯> 月15万円以内 (いずれも貸付期間は3カ月以内)
特徴	据置期間は1年以内、償還期間は ①は2年以内 ②は10年以内 無利子で保証人は不要です。	
申し込み・問い合わせ	まえばし生活自立相談センター ☎027-898-6890・6891・6892	

● 市内事業者

対象	売上の減少が著しい市内事業者(一部対象外業種あり)	
貸付上限	3,000万円	
特徴	融資制度「経営安定資金」の利用条件を緩和します。 融資の利用には、直近1カ月の売上が前年の同じ月と比べて10%以上減少している場合や、国のセーフティネット保証・危機関連保証の認定を受けた場合などの条件があります。詳しくは問い合わせてください。 また、融資に係る金利(年1.5%以内)の5年分と、信用保証料は本市が全額補助します。	
申し込み	市内の各金融機関へ	問い合わせ 産業政策課 ☎027-898-6983